

○後藤守議長 次， 22番宇野隆子議員の発言を許します。

〔22番 宇野隆子議員 登壇〕

○22番（宇野隆子議員） 日本共産党の宇野隆子です。通告に基づいて一般質問を行います。

東日本大震災と東京電力福島第一原発の事故から11日で3年を迎えます。原発事故は収束どころか放射能汚染水漏れなど危機的な状況にあります。福島では14万人が避難生活を余儀なくされており、被害はいまだに拡大している状況です。今、原発ゼロを求める声はどの世論調査でも七、八割に上っております。ところが安倍政権は原発を「重要なベースロード電源」と位置づけたエネルギー基本計画を3月中に閣議決定して、夏にも原発の再稼働を強行する構えを見せておりますが、原発を恒久化することは絶対に許されません。

経済情勢はどうか。政府は消費税増税前の駆け込み需要や国土強靱化で景気の回復や雇用の創出を演出していますが、これらはあくまで表面的なもので、国民生活の現状は何ら変わらず、それどころかますます厳しさが増しているというのが実態だと思います。大企業の内部留保はとまるところを知らず、今や272兆円、大企業がもうかれば中小企業へ波及し、全ての国民の暮らし向上へつながるというトリクルダウンを過去の政権が行い、既に破綻した理論であること、これはもはや常識となっております。今一番に取り組むべきは、働く人々の賃上げです。庶民には増税、大企業には前倒して復興特別法人税の廃止と法人税減税を行っております。このような逆さまのことがまかり通ってよいのか、私は強い怒りを感じずにはられません。

4月からの消費税8%への引き上げで8兆円、社会保障の負担増、給付減と合わせて10兆円の国民への負担増が目前に来ております。これは私たち国民にとっていまだかつて経験したことのないほどの負担増であり、働く人々の賃金が下がり続けている状況での負担増です。本市の市民にとっても厳しい状況となることは必須だと思います。私は住民の暮らしと命を守る立場で、最初に市長の施政方針について質問をいたします。

市長は施政方針の冒頭で、「一昨年の政権交代による新たな経済政策などにより」ということで経済の動きを述べ、そして「ようやく20年近くに及ぶデフレを乗り越え、日本全体に明るい兆しが見え始めた1年だったと感じている」と述べておられますけれども、私はアベノミクスの円安と株価上昇の恩恵を受けたのは一部の企業と株を持っている一握りの富裕層だけだと思います。

消費税の税率が引き上げられる4月1日が目前に近づいてきた中で、物価は上がり続けているのに収入は増えず、暮らしは立ち行くのか、仕入れにかかる消費税分は増えてもそう簡単に値上げはできそうにない、結局は身銭を切ることになるなど、国民の暮らしと営業について明るい兆しどころか不安は募るばかりです。年金も段階的に削減される計画で、高齢者はこれではとても暮らしていけないと叫びを上げております。市民生活や事業所の状況の実態をどのようにご認識されているのか伺います。

少子化対策として、第3子以降の保育園・幼稚園の保育料の無料化などの経済的支援を継続するなど、これは評価できますけれども、一方で市立愛保育園の指定管理者制度の導入、社会福祉法人による新規保育園の開園の支援、また、老朽化の進む公立保育園の整理、統合、そして適正

配置を計画するとあります。私は、公立保育園には子どもの受け入れを保障する役割、市の保育水準の維持向上を示す役割、地域における子育て支援事業の協力、連携機関としての役割があると思います。自治体が責任を持つことが私は重要だと思っております。公立保育園の今後のあり方について、どのようにお考えか伺います。

新たな産業育成や雇用の確保についてです。木質バイオマス発電所が開始されるということも触れられております。もちろん企業誘致を促進することも大事なことですけれども、また一方で本市の豊かな自然条件を生かして、小水力発電やバイオマス発電など自然エネルギー活用をさらに進めて地域経済の活性化に結びつくような取り組みが必要だと思っておりますが、この点でご見解を伺いたいと思います。

自然エネルギーの活用の促進で、先進地と言われるところの取り組み事例が出されておりますけれども、私は先進地の調査などを積極的に行って、雇用対策とあわせた循環型社会への推進を求めたいと思っておりますけれども、ご所見を伺いたいと思います。

複合型交流拠点施設についてです。平成28年オープンを目指して、新年度予算の中で用地取得や造成工事の着手などに取り組むと述べられております。2014年度の新年度予算ですけれども、一般会計で230億4,000万円、前年度比9,200万円、0.4%の減で、本市は合併算定がえの経過措置終了により、今後地方交付税の減額が見込まれる中で、職員数の削減や事務事業の見直し、経常的経費の削減を行うことを強調しておりますけれども、厳しい財政状況のもとでと言いながら、その一方でこのような大規模の公共工事、複合型交流拠点施設の予算が出されているわけですが、この施設の運営母体となる第3セクターの事業主体となるところもこれからだというような中で、複合型交流拠点施設のハード面をどんどん進めることについてどのようにお考えなのか伺いたいと思います。

私は人口減少と高齢化社会にふさわしいまちづくり、暮らし・福祉・防災などの施策を拡大することが今必要なことではないかと、そういうところにしっかりとした予算配分が大事なのではないかと思いますけれども、このような点につきましてご見解を伺います。

2番目に、放射能汚染から子どもと市民・地域を守ることにについて伺います。

1点目は、東海第二原発についてです。

最初に、再稼働の動きについて伺います。2月25日、NHKはニュースで次のようなことを報道しました。「日本原子力発電は、原発の安全性を確認する国の安全審査を申請する前に内容を説明するとした覚書を来週にも立地や周辺の11市町村と交わすことになった。覚書の締結は来月5日を軸に調整が進められていて、日本原子力発電は市町村に説明した上で、運転再開を目指して来月中にも審査を申請したい考えだ」、このような内容でした。

私はこのニュースを聞きまして、これは大変だと。住民の福祉の増進を図り、命・財産を守るべき地方自治体は、避難計画ができていない中で再稼働の準備、安全審査申請を行うこと、これは絶対認めてはならないと、先月28日に、市長に次の3点について原電に対し明確に主張されることの申し入れを行いました。

この3点ですけれども、1点は、当初原電に求めた安全協定を見直し、枠組みを拡大すること

を最優先課題として早急に実現すること。2つ目に、安全審査申請は再稼働の準備そのものです。原電の濱田社長は、「発電の企業である以上、再稼働を考えるのは当然」と述べております。現時点で覚書の締結は行わないこと。3点目に、東海第二原発の過酷事故時における避難計画ができない中での安全審査申請は絶対に認めないこと。以上、この3点です。

2日前の5日に、原子力所在地域首長懇談会と県央地域首長懇話会と日本原電との間で覚書を締結いたしました。日本原電は、原子力安定協定の枠組み拡大を先送りしつつ、今月中にも原子力規制庁に安全審査の申請を行おうとしております。私は、全市町村長が結束して原子力安全協定の枠組み拡大の実施を日本原電と県に求めること、そして日本原電の安全審査の申請については、再稼働への明確な一歩であり、申請について反対を表明することを求めますけれども、市長のご所見を伺います。

次に、避難計画について伺います。私は昨年9月議会でこの避難計画について質問いたしております。そのときの答弁では、「県から避難方法やルートなどの具体的なシミュレーションが示されていない。今年度中に計画を修正することになっているので示された時点で分析し判断していく。他市町村や他県にもまたがるものであり、市独自の策定は困難だ。県や周辺自治体と足並みをそろえて策定を進めていく」このような内容の答弁でした。

県における何回もの説明会がありますけれども、本市の避難先は牛久市で5万4,800人という避難計画でありましたが、せんだっての説明会で避難先が牛久市ではなく県外だと伺っております。現在県からどのような避難計画が示されているのか、またそれに基づいて本市での策定はどのように取り組まれているのか伺いたいと思います。

2点目は、子どもの甲状腺検査についてです。私はこれまで2回、甲状腺検査の実施を取り上げてきましたが、残念ながら実施に至っておりません。市の見解は、「福島県や県内の先行自治体での被曝量の検査で線量が十分低かったので、県から子どもたちの健康診査は実施する必要がないとの考えが示された。今後、国・県から示される施策や基準並びに県内各自治体の動向を注視しながら適時適切に対応していく」と、このような答弁が繰り返されてまいりました。放射線量は低ければ低いほどいいというのは常識です。またこれまで、広島・長崎の被曝調査もチェルノブイリ事故後の健康被害調査も十分ではなく、結果として被曝に関してはわからないことが多いというのが今日の正しい見識となっております。

実際、福島原発事故によって高い放射線量を検出しております。本市では原発事故後の3月22日に、浄水場の採取分から放射性ヨウ素が1キログラム当たり245ベクレル検出されたことが明らかになり、乳児の飲料を控えるよう市民への要請があり、そして本市ではペットボトルの水を配布したわけです。あのとき我が子にどれだけ放射性ヨウ素を被曝させてしまったのか、そして甲状腺に異常を生じていないかなど、子どもの健康に不安を持つのは当然です。

県内では東海村、北茨城市、高萩市、かすみがうら市、常総市、龍ヶ崎市で甲状腺の検査を行っています。異常が見つかるかどうかはこれからと言ってもいいと思います。異常なしとわかれば安心でき、いつまでも不安を持ちながら生活しなくてもよいのです。子ども・市民の健康を守るために市独自の判断をすべきなのではないでしょうか。子どもの甲状腺検査の実施を求めます。

3点目に、指定廃棄物最終処分場問題について伺います。

指定廃棄物最終処分場については、環境省が県指定廃棄物処理促進市町村会議を開催しており、昨年12月25日の3回目の会議では、福島第一原発事故に伴う指定廃棄物最終処分場の建設に向け、候補地の選定手法などについて示し、前回の市町村長会議で出された意見について、その対応の方向性などを説明しております。しかしこれまでの会議同様に、1カ所に集約せず、現状の保管施設を長期間継続させる声がやまないことなどから、国では首長に対するアンケートなどを行いながら意見の傾向を尊重した方向づけを行う考えを示したそうでありますけれども、市長は、市町村長会議でどのような発言をされているのか、また、国のアンケート調査にどのように回答しようとしているのか、この2点について伺います。

3番目に、組織機構の改革問題について伺います。

2月21日の全員協議会で、組織機構改革についての説明が初めてありました。わずかな時間の中での説明で、私は機能のイメージを十分描くことができませんでした。たいていの考え方ですが、一般に着手するという上においては、市民にわかりにくい、市民の意見が施策に反映しにくい、効率的な組織運営、施設運営になっていない、責任や権限が不明瞭になっている、同じような事業を複数の組織で行っている。こうした問題点を解消するために改革を行うのだと思います。見直しのための調査分析や検討など、スケジュールを決めてこれまで進められてきたと思いますが、議会への説明が実施1カ月前、ぎりぎりの説明では大変遅いと思います。これについて一言ご見解を伺いたいと思います。

組織の機能としては、市民サービスの向上、行政運営の簡素化・効率化、市民と情報を共有し、市として透明な意思決定と施策の推進が実現できるのかが求められてくると思います。組織機構改定の具体的な考え方と改定の内容、例えば支所統括の権限というのはどのようなものがあるのか、また駐在職員とは……、このようなことについて伺いたいと思います。

また、改革の中の防災対策課、農政部、商工観光部の新設については了解しておりますので答弁は結構です。

4番目に、子どもの医療費について伺います。

高校卒業までの医療費無料化助成の拡大についてです。本市は現在、市独自で中学生まで所得制限がなく現物支給で医療費助成が実施されて、子育て家庭への支援が進められております。私は昨年6月議会で、医療費助成を拡充して高校卒業までの医療費の助成を行って、総合的に子育ての世代をしっかりと支える制度の充実を求めてきました。このときの答弁は、「今後県及び県内市町村の動向を注視しながら適時適切に対応していく」ということでした。

県が新年度予算の中で、10月から中学3年生までの医療費一部助成の方針を明らかにしております。県の助成拡充を受けて、さらに本市で一步進めて高校卒業まで医療費無料化の助成拡充を求めます。3月6日付の茨城新聞の1面に、古賀市で若者定住を促進するため、新年度10月から医療費助成を18歳まで引き上げると、県内では初めてだということで報道されましたけれども、古賀市に負けずに子育て支援をしっかりと行っていくために、子どもの医療費、高校卒業までの助成の拡充についてお伺いをいたします。

5 番目に、全国学力テスト問題について伺います。

文部科学省は昨年11月29日に、平成26年度の全国学力テストの実施要領を公表いたしました。これまで調査結果について個々の市町村名や学校名を明らかにした公表は行わないこととしておりましたが、今後は教育委員会自らが設置管理する学校の状況において、それぞれの判断において公表することは可能として、市町村教育委員会が学校別の結果を公表することや都道府県教育委員会が市町村教育委員会の同意を得て、市町村別や学校別の結果を公表することを認めると発表いたしました。

文科省の方針を受けて県教育長は、3月3日の茨城県議会での一般質問にこのように答えております。「市町村教育委員会と十分協議し、同意を得た上で必要に応じて学校名を明らかにして公表することも検討していく」と、これは模範校を公表する方針を明らかにしております。そして各市町村教育委員会による学校別の成績公表については慎重な対応を求めた、このような報道がありました。

そもそも全国学力テストは、子どもたちのプラスになっているとは思えません。これは平成19年度から始まっておりますけれども、私は当初から、教育の目標は学力向上だけでなく子どもたちが人格形成を図っていくことにあり、全国学力テストは学校の序列化、点数主義に結びつき、教育現場にも無用の混乱を持ち込むと指摘し反対をしてきました。ましてや学校別の結果公表は過度の競争や序列化をあおりかねず、本市においては今後も公表しないことを求めますが、ご所見を伺います。

6 番目に、国の教育委員会改革問題について伺います。

安倍政権が進める教育委員会制度改革案は、憲法に即して教育の自主性を守るために作られた教育委員会制度の根幹を改変して、国、首長による教育支配を歯止めなしに拡大しようという極めて危険な内容となっております。

第1に、改革案は市長に教育行政全体についての対抗的な方針を定める権限を与えるとともに、これまで教育委員会の権限とされてきた公立学校の設置・廃止、教職員定数、教職員の人員・懲戒の方針など、教育行政の中心的内容を首長に与えるとしています。これでは教育委員会は首長の下請け機関となり、首長がその気になればどこまでも政治介入できるということになってしまいます。

第2点に、改革案は教育長について、市長が直接任命、罷免するとしております。現行法では、教育長は教育委員会が任命し罷免もできますが、この仕組みを変えて教育長を市長の直属の部下にしようというものです。

第3点目に、改革案は文部科学大臣の教育委員会に対する是正要求などの権限を強化しております。現行法では、教育権の侵害が明瞭な場合でしか是正要求が出せないとされておりますが、改革案はそれ以外の場合でも是正要求が出せるとしています。

このような改革案は、教育委員会から実質的権限を奪い、教育への無制限の権力的介入、支配への道を開くものとなっております。こうした内容が具体化されれば、首長がかわるたびにその一存で教育現場が振り回されるという混乱が起こり、子どもたちがその最大の被害者となってしまい

ます。

国民は、首長の政治的考え方で教育を左右することはやめてほしい、教育委員会はいじめや体罰に責任を持って対応してほしいと思っております。そうした大多数の国民の願いに沿った制度の民主的改革こそ私は求められていると思います。

3月2日付の茨城新聞に、「教育委員会改革、政治的中立が危うい」という見出しで論説が載っております。この中には、「政治から距離を置き、住民の多様な声を教育現場に反映させる教育委員会の仕組みをもっと生かしたい。学校や地域社会との連携など、運用面の拡充策を熟議すべきだ。制度をいじる前に教育は誰のためにあるのか改めて考えたい」と結んでありました。国の教育委員会制度改革について、教育長のご見解をお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○後藤守議長 答弁を求めます。市長。

[大久保太一市長 登壇]

○大久保太一市長 市長の施政方針につきましてご質問いただきました。順次お答え申し上げます。

初めに、日本経済の動きと地域の実態についてのお尋ねがございましたが、我が国の経済情勢につきましては、株価の上昇、そして雇用状況の改善が見られるなど日本再興に向けて明るい兆しが見え始めたと申し上げました。しかし一方で中小企業、あるいは農林水産業におきましては円高により、逆に燃料や輸入資機材の高騰で経営が圧迫されていることも実態でございます。

範囲は狭いですが、常陸太田市内に目を向けてみますと、こここのところ工業団地におきましては、1つには木質バイオマスの発電所の整備、あるいは岡田工業団地にある2つの企業におきましては、増産をするための設備整備等々が一部では完了し、さらに今整備中のところもあるという状況でございます。しかし、働く人への経済の恩恵という観点から見ますと、まだ我々の地方はその恩恵にあずかっていないのも事実でございます。

見方を変えまして、求人倍率等々について見てみますと、県内におきましては0.95が平均値でございます。県北は0.87ということで県平均より低いですが、この求人倍率については少しずつではありますがその数値が上がってきているのも事実でございます。

本市におきましては、この求人倍率の切り口から見ましても、その倍率が上がることは当然必要ですが、それよりもまして働く場所の分母となるものがもっとも大きくなることが何よりも大切だと思っております。したがって、本市においての少子化・人口減少が予想以上のスピードで進行しておりまして、地域経済の活性化を図るためにも定住の促進、そしてまた交流人口の拡大が極めて重要な状況でございます。

企業誘致による雇用の確保、あるいは市街地の活性化には、当市内で買い物環境等をさらに改善していくための商業施設等の誘致についても力を入れる必要があると思えますし、居住環境の整備、あるいは子育て支援のより一層の充実を進めるとともに、複合型交流拠点施設の整備により当市の基幹産業である農畜産業を中心とした6次産業化を推進、あるいは観光の振興などに積極的に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

2つ目の今後の公立保育園のあり方についてのお尋ねでございますが、子ども・子育て支援事業計画の策定に当たり、ニーズ調査が終了いたしました。現在保育事情を初め各種の子育て支援事業の需要量の推計を行っているところであります。今後は保育需要の推移を勘案しながら、民間保育園が新たに開設されること、そして子ども・子育て3法において、幼保一体化による新たな認定こども園制度が創設されたことを踏まえまして、施設が老朽化している公立保育園の統廃合を検討しながら当市の保育事業の一層の充実、効率化を図っていく考えであります。

3点目の再生可能エネルギーの普及促進についてのお尋ねでございますが、新たな環境基本計画に基づき、引き続き太陽光発電設備等を設置する世帯への設置費補助を強化、継続することに合わせまして、太陽光、風力、水力、バイオマス等の再生可能エネルギーの有効活用について調査研究を進め、先進事例等を参考にしながら雇用の創出につながるような発電施設の誘致を推進していく考えであります。

4点目の複合型交流拠点施設についてのお尋ねでございます。考え方として、財政的に逼迫しているのに多額の金を使って箱物をつくるのかというようなご発言もありましたけれども、今ファシリティマネジメントの方向づけといたしまして、何でもかんでも「スクラップ・アンド・スクラップ」でいくわけではなく、必要なものにつきましては「スクラップ・アンド・ビルド」の考え方を入れながら進めていく必要があると思います。複合型交流拠点施設につきましては、農林畜産の振興、あるいは交流人口の拡大を進めまして、地域全体の活性化を図っていくという目的から、所期の目的を達成することが何よりも肝要であると考えているところでございます。そのため、現在関係機関と連携を密に図りながら、各種農業施策、あるいは観光交流施策等に取り組んでいるところでございまして、これらの取り組みをさらに加速させて実行してまいりたいと考えております。

あわせて、この施設での1つの基本的な考え方としましては、地産地消を大きく狙っていきたいと思います。そのことによって市民の皆様が親しまれ、より多くのお客様にご利用いただけるよう提供する商品の品ぞろえ、メニューなどはもちろんのことですが、情報発信や体験、交流等の機能を含めまして、さまざまな機能を持つ複合施設として仕立て上げていきたいと思っております。

次に、放射能関連のご質問にお答え申し上げます。

まず、東海第二原発について、1点目に再稼働の動きにつきましてご質問がございました。一昨日の3月5日に、日本原電と本市を含む東海村など6市村で構成する原子力所在地域首長懇談会及び水戸市など9市町村で構成する県央地域首長懇話会の間で東海第二原子力発電所の安全確保及び環境保全に関する覚書を締結したところでございます。

この覚書につきましては、原電の東海第二発電所の再稼働にかかわる事前判断権限を周辺自治体にも拡大するなど、いわゆる安全協定の見直しを要求しているところでございますが、なかなか進展が図られない状況を踏まえまして、安全協定の改定までの当面の措置として取り交わしたものでございます。

取り交わしの内容でございますが、今回の覚書は再稼働に直結するものではないこと、これが

第1番目でございます。また2点目につきましては、安全協定の見直しは継続協議として、県や地元自治体に発電所の今後にかかわる判断を求める前までに安全協定の見直しを行うこと。3点目といたしまして、原子力発電施設の設置変更許可の申請に際しましては、構成自治体に事前に誠意をもって十分説明するとともに各自治体の理解を得ること。それから4点目といたしまして、安全審査が確認されるまでの間、審査内容や結果を説明するとともに、これに真摯に対応すること。5点目といたしまして、使用済み核燃料の安全対策等を積極的に講ずること。6点目といたしましては、構成自治体が現地確認をする必要があるときは、立ち入り調査をさせること。以上、6点の項目を盛り込むように懇談会のほうから要求をいたしまして、これら全てが受け入れられたことから締結に至ったものでございます。

また、安全審査につきましては、原発の稼働のいかににかかわらず、使用済みを含む多くの燃料が保管されている中で、住民の安全確保の観点から新規制基準をクリアする施設の安全対策は必要であると考えているところでございまして、原子力発電所の再稼働を容認するものではございません。

次に、避難計画についてでございますが、現在県におきまして広域避難計画の策定を進めておりますが、当初県内のみで計画の調整を行ってございましたけれども、避難所となる施設を精査した結果、隣接県の協力が必要であることから、これらの調整を踏まえ策定に時間を要している状況でございます。避難計画につきましては、原発に限らず原子力関係施設があり住民の安全確保の観点から策定は必要でありますので、県と連携をしながら市の避難計画を策定していきたいと思っております。

なお、原子力発電所の再稼働に対する考えにつきましては、住民の安全の確保を踏まえ、これまで議会等でご答弁申し上げましたものと変わるところはございません。

次に、指定廃棄物の最終処分場問題でございます。これまで国（環境省）は、指定廃棄物最終処分場の候補地選定につきまして、茨城県指定廃棄物処理促進市町村長会議を3回開催いたしまして、指定廃棄物の処理方法、あるいはその候補地選定の手順及び方法について説明がございました。市町村長との協議を重ねてきているところでありますが、指定廃棄物の最終処分場の選定には至っていない状況でございます。

これまでの会議の中で、市長はどういう発言をしてきたのかというお尋ねがございました。1つには、東京電力福島第一原発事故による風評被害対策について、さらにこれを徹底することがあること。2番目といたしまして、候補地選定に際しては、最終処分場の設置により観光や農作物にさらなる風評被害が発生することにも十分考慮すべきであること。3点目といたしまして、最終処分場の候補地には、国有地や放射性物質を扱っている原子力関連事業所等の民有地も対象にすべきであるということ。4点目といたしまして、最終的な候補地選定の際は、市町村長の同意を得るべきであることなどの意見を申し述べてきたところであります。

会議の中では、それぞれの首長からの意見として、1カ所で処理すべきとか、今あるままの状態で分散保管をすべきとか、さまざまな意見が出ておりますけれども、私が強く主張しましたのは、茨城県の場合、他県と違って東海村を中心として高レベルの放射能物質を扱っている事業所

が複数あるわけでございまして、そういうところへの保管も考慮に入れて国としては調査をすべきだということを主張してきたところであります。

これらにつきまして、第3回の市町村長会議におきまして環境省から、今後候補地の選定等についてアンケートを実施する旨が示されておりますけれども、現時点で環境省からアンケート実施の通知は届いておりません。もちろんアンケートの具体的な内容も示されていない状況にあります。

○後藤守議長 保健福祉部長。

[埴信夫保健福祉部長 登壇]

○埴信夫保健福祉部長 放射能汚染から子どもと市民、地域を守ることについてのご質問の、子どもの健康診査についてお答えをいたします。

甲状腺検査につきましては、これまでもお答えしてまいりましたとおり、茨城県から示されております甲状腺検査などを含む子どもたちの健康診査は実施する必要があるとの考え方や、県内自治体の甲状腺検査結果においても、悪性腫瘍などの重症化の割合が原発事故の影響のない地域と比較いたしましても特に高い数値が示されていないことなどから、現段階では市としても独自に甲状腺検査を実施することは考えておりません。なお、健康不安に対する相談につきましては、窓口や乳幼児健康診断の場所において、引き続き真摯に取り組みまして、日常生活での放射能に対する不安の解消に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、子どもの医療費助成の拡充についてのご質問にお答えいたします。マル福制度がありますが、茨城県の制度として年齢要件や所得制限など一定の基準が設けられているところです。実施主体である市町村により年齢要件を拡大したり所得制限を撤廃するなど、さまざまな取り組みがされているところであります。現在、県におきまして年齢拡充に向けた検討を行っている状況にもあります。

本市においては、県内でも早い時期の平成21年度から年齢要件を中学3年生までに拡充し、所得制限も撤廃しており、引き続き子育て世帯の負担軽減を図っているところであります。現在県の制度により、ひとり親家庭への18歳までの医療費助成は行っております。高校卒業までの医療費助成につきましては、今後、県制度の動向を踏まえながら、市の財源への影響を適切に検証した上で対処してまいりたいと考えております。

以上です。

○後藤守議長 総務部長兼政策企画部長。

[佐藤啓総務部長兼政策企画部長 登壇]

○佐藤啓総務部長兼政策企画部長 組織機構の改革問題についてのご質問にお答えいたします。

まず、市の組織機構については、条例事項を除きまして規則で定めることとされており、市長の専権事項でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、平成26年度に行う組織機構の見直しの考え方でございますけれども、厳しい財政事情の中にあつて市が取り組むべき少子化・人口減少対策、防災対策や産業振興といった諸課題に的確により効果的に対応していくため、必要な部署は強化しながら、一方では全体として簡素で効

率的な組織とするものでございます。

支所につきましては、合併して10年を迎えるに当たり、農業、商工観光、建設など全市的な視点で進めていくことで、より効果的に施策を進めていくことができるものについては本庁の担当部署に統合し、窓口業務のように住民に身近なところで処理することが住民サービスを維持するため必要なものにつきましては、支所に残していく考え方で見直しを行ったところでございます。そのような住民に身近な事務を支所統括が所管することになります。

現在支所には企画総務課、市民生活課、産業建設課の3課が配置されているところでございます。企画総務課におきましては地域振興、町会組織、防災などの業務を、市民生活課におきましては税務、保険年金、福祉等の住民窓口等の業務を、産業建設課におきましては各地区の農林、商工観光、建設等の業務を行っているところでございます。

今回の見直しにおきましては、産業建設関係の事務については本庁の農政課、観光振興課、建設課に統合するとともに、企画総務課及び市民生活課をまとめ1課体制とするものでございます。1課体制であっても災害対応や選挙など一時的な業務の増にも十分対応できるほか、各支所に農政課、観光振興課、建設課の職員を駐在として配置することにより、各地域の皆様のご意見やご要望等につきましてもこれまでと同様施策に反映させることができるものと考えております。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○後藤守議長 教育長。

〔中原一博教育長 登壇〕

○中原一博教育長 学力テスト結果公表についてのご質問にお答えいたします。

全国学力学習状況調査の結果公表につきましては、昨日も答弁させていただきましたが、本市の教育委員会といたしましては、本調査は対象とする学年や実施教科が限定されていること、分析しているものが学力の一部分であることから、個々の学校名をあらわしての結果の公表はせずに、今まで同様、市全体の好ましい傾向や課題になる点などについて示してまいります。各学校に対しましては従来どおり、市全体の傾向と指導上の改善点として結果から見た学力や学習状況のよさや課題、その解決を図るための事業改善の視点を示してまいります。

各学校では、これらの結果と各学校における学校及び個人の結果を活用することによって、児童生徒一人ひとりのよさやつまずきを把握し、授業の改善や個別指導の充実を図りながらきめ細かな支援ができるよう今後とも努めてまいります。

次に、国の教育委員会改革問題についての見解を伺いたいとのご質問にお答えいたします。

教育委員会制度の改革につきましては、昨年12月、中央教育審議会が下村文部科学大臣に対し、今後の地方教育行政のあり方についての答申を提出し、現在国において法案提出の準備がなされているところであります。

答申は、地方教育行政の最終権限者を教育委員会から自治体の首長に移し、首長の任命する教育長を事務執行責任者と位置づけるなど、自治体の教育行政のあり方に大きな転換を迫るものでございましたが、改革案検討の過程において教育の政治的中立性についての疑問が出されたため、改革案は答申を修正する形で調整が行われているところであります。

文部科学省からまだ詳しく改革案について示されておられません。新聞等の報道によりますと、修正された改革案では、教育長と教育委員長を統合する新ポスト（仮称）代表教育委員や地方自治体の首長や教育委員らで構成する（仮称）総合教育政策会議を新たに設置し、首長は会議で話し合いながら自治体の教育方針を作る仕組みに変更されているようでございます。

また、教育の政治的中立性については、教育委員会を地方教育行政の最終責任者とする事でその確保が図られるとも伝えられております。いずれにいたしましても、私ども地方教育行政をあずかる者としていたしましては、国における教育委員会制度改革の過程を見守るとともに、法律の改正によって制度が変更された場合においても、市の教育行政が引き続き適正かつ着実に遂行されるように対応してまいりたいと考えております。

○後藤守議長 宇野議員。

〔22番 宇野隆子議員 質問者席へ〕

○22番（宇野隆子議員） 施政方針の中での質問に対して、市長からそれぞれご答弁をいただきました。時間がありませんので、それらに関して少し反論したいこともありますが、またの機会にしたいと思います。

原発の再稼働の問題、それから避難計画の問題ですけれども、今度の安全審査申請は再稼働とは別だということではありますが、首長のそれぞれの理解を得なければというところはしっかりと押さえていただきまして、やはり安全審査の申請そのものは再稼働に向けたステップでありますから、避難計画もできない中で安全審査の申請などはあり得ない、考えられないというところで、市民の安全をしっかりと守っていただいて、これまで述べられておりますように、東海第二原発の再稼働に向けては安全をきちんと担保出来なければ認められない、この姿勢をぜひ貫いてほしいと思いますが、それは先ほどのご答弁どおりですか、一言だけ。

○後藤守議長 答弁を求めます。市長。

○大久保太一市長 先ほども申し上げましたように、安全審査をしようとしまいとにかかわらず、市民の安全を担保できることが確認されない限りは再稼働はあり得ないわけです。ましてや避難計画もできていない現実においてそれを判断することはできないと思っております。

○後藤守議長 宇野議員。

○22番（宇野隆子議員） まさにそのとおりですので、よろしく願いいたします。

それから、子どもの健康診査に関してですけれども、これは今回も実施する考えがないということではありますが、福島県ではチェルノブイリの経験を受けて、子どもたちの健康を長期に見守るということで県民健康管理調査を実施しているわけです。事故当時18歳以下の子どもを対象に、これまで23万8,000人に対して行った検査の結果、59人ががんで、あるいはその疑いがあると診断され、26人が甲状腺がんの手術を受けていると。国立がんセンターによれば、子どもの甲状腺がんの発症率は100万人に1人だから、その100倍を超える異常な事態だと。低線量被曝の健康への影響について長期的に何らかの影響を及ぼす可能性が否定できないとしているわけです。

私は少なくとも希望者にはきちんと検査費の助成をして甲状腺検査を実施していく方向でぜひ

進めていただきたいと。相談窓口は持っているということですが、やはり相談窓口では乗り越えられない、安全か甲状腺に異常があるかはっきりさせていくことは非常に大事なことです。引き続きご検討いただきたいと思いますけれどもいかがでしょうか。

○後藤守議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○埴信夫保健福祉部長 これまでの答弁の中にもありましたように、現在、「原発事故子ども・被災者支援法」の対象地区に茨城県も入れてほしいということで、本県の中で構成する市長会、町村会、市議長会、町村議会など4団体が再度要望書を提出している状況もあります。それから、茨城県でも子どもの将来にわたる具体的な支援策を示してくださいということで、国のほうにさまざまな機会を捉えて要望している状況もありますので、これらの状況に基づき、県や国などから示される具体策の中で市としても対応していくことになろうと思いますが、現状では状況が以前と変わっていないという中では、先ほど答弁したとおりになります。

以上です。

○後藤守議長 宇野議員の質問時間は終了いたしました。

○22番（宇野隆子議員） 質問を終わります。